第五計画期間

特定事業者の重点対策実施ハンドブック



２０２３年４月

京都市環境政策局地球温暖化対策室

目次

概要説明

１ 本ハンドブックの目的 1

２ 重点対策の実施状況を「実施済」であるとみなす要件 1

３ 提出方法 1

重点対策の設定趣旨、判断基準、確認資料

１ サプライチェーン排出量算定の実施 2

２ 気候変動イニシアティブへの参画 3

３ サステナブルファイナンスの実施 4

４ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 5

５ 自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入 6

６ 再エネ需給バランス調整への寄与 7

７ 自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組の実施 8

８ 効率性の高い建築物の導入 9

概要説明

１ 本ハンドブックの目的

本ハンドブックは、京都市地球温暖化対策条例に基づく指針（京都市事業者排出量削減指針の別表第３）に示す「温室効果ガスの排出の量の一層の削減を図るために重点的に実施することが望ましい対策」（以下「重点対策」という。）の内容について具体的に解説し、排出量削減計画書、削減報告書に基づく報告を支援することを目的としています。

２ 重点対策の実施状況を「実施済」であるとみなす要件

重点対策は、事業者全体または京都市内の事業所において、判断基準に示す事項を満たしている場合に、「実施済」として判断します。

本ハンドブックでは、重点対策の項目ごとに判断基準の範囲を「事業者全体」または、「京都市内の事業所」として明確に示しています。京都市内の事業所を判断基準の範囲とする場合、原則として任意の１事業所（主たる事業所等）を対象として、実施状況を判断いただいて構いません。（すべての事業所で実施していただく必要はありません。）

各重点対策について「実施済」であることを示していただくには、適宜、根拠資料を御提出いただく必要があります。（「実施済」となって以降は、原則、根拠資料の提出は不要です。）

なお、根拠資料を御提出いただいた場合においても、資料等が不十分で「実施済」であることが確認できなかった場合には、「未実施」として評価されますので御注意ください。

３ 提出方法

前述の根拠資料については、計画書又は報告書類一式と併せて、電子メール又は郵送にて御提出いただけますようお願いいたします。

また、電子メール、郵送のいずれの場合にも、それぞれの対策項目と根拠資料の関係性について簡潔に説明したメモを添付してください。

重点対策の設定趣旨、判断基準、確認資料

|  |  |
| --- | --- |
| 対策番号 | 対策名 |
| １ | サプライチェーン排出量算定の実施 |

|  |
| --- |
| ■対策設定の趣旨 |
| * 大企業を中心にSBTやRE100に参加する企業が増え、こうした取組が企業価値を高め、投資家がそれを評価するという循環が広まりつつあり、サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出量削減を目指す動きが広まっている。 * 特に、京都は中小企業数の割合が高いことから、大企業・中小企業が連携してサプライチェーン全体での温室効果ガスの排出量削減を促す仕組みづくりを進める必要がある。 * そこで、サプライチェーン排出量の算定や削減計画の策定を行っている事業者を評価する趣旨で、本項目を設定する。 |
|  |
| ■判断基準 |
| * 事業者全体もしくは京都市内の事業所において、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の算定及び削減計画の策定を行っていること |
|  |
| ■確認資料 |
| * サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定資料及び削減計画書   ※ サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定資料は、対象とするカテゴリー及びそれぞれのカテゴリー毎の排出量が明記されているもの  ※ 上記の対象とするカテゴリーは、すべてのカテゴリーを必ずしも含む必要はない。  ※ 削減計画書は、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の削減目標（目標年度、削減量又は削減率）及び削減目標を達成するための施策等が明記されているもの。  （参考）[環境省 サプライチェーン排出量算定の考え方](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/supply_chain_201711_all.pdf) |
|  |
| ■取組事例（イメージ） |
| * 主要な１次サプライヤーと連携して、スコープ３（カテゴリー１）を含む排出量の算定を行い、また2030年度までのサプライチェーン全体の排出量削減計画を策定・公表している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対策番号 | 対策名 |
| ２ | 気候変動イニシアティブへの参画 |

|  |
| --- |
| ■対策設定の趣旨 |
| * 日本でも大企業を中心にSBTやRE100に参画する企業が増え、こうした取組が企業価値を高め、投資家が企業のこうした取組を評価する循環が広まりつつある。 * 企業は、脱炭素経営、ESG投資の拡がりを先取りし、企業自ら事業活動の中で徹底的な省エネ・再エネ導入を進めることで、企業経営の脱炭素化を進め、さらなるESG投資を呼び込む好循環をつくり上げていくことが求められている。 * そこで、SBTやRE100等の気候変動イニシアティブへ参画する事業者を評価する趣旨で、本項目を設定する。 |
|  |
| ■判断基準 |
| * 事業者全体において、RE100、SBT、TCFDなどのいずれか１つ以上に取り組んでいること   ※ RE100の加盟条件（年間消費電力50GWh以上）を満たさない場合、RE Actionへの加盟でも可  ※ 地方公共団体の場合、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明しているものでも可 |
|  |
| ■確認資料 |
| * 気候変動イニシアティブに参画等していることを示す資料 * 参画状況等を示すＨＰ掲載箇所の写し等 |
|  |
| ■取組事例（イメージ） |
| * 京都市内に所在する事業所を含むグループ会社全体でRE100宣言を実施 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対策番号 | 対策名 |
| ３ | サステナブルファイナンスの実施 |

|  |
| --- |
| ■対策設定の趣旨 |
| * SDGsやパリ協定の採択等、持続可能な社会の構築が大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠である。 * 京都府では、府内企業によるサステナブルファインスの促進を図るべく、「京都ゼロカーボンフレームワーク」を策定し、府内金融機関とサステナビリティ・リンク・ローンの組成に向けた取組を推進している。 * そこで、サステナブルファイナンスによる融資契約等を締結する事業者（融資を行う金融機関を含む）を評価する趣旨で、本項目を設定する。 |
|  |
| ■判断基準 |
| * 事業者全体もしくは京都市内の事業所において、サステナビリティ・リンク・ローン（ボンド）またはグリーンローン（ボンド）の融資（社債）等を実施していること |
|  |
| ■確認資料 |
| * サステナビリティ・リンク・ローン（ボンド）またはグリーンローン（ボンド）の融資（社債）等を実施していることを対外的に示す資料 * CSR報告書、プレスリリース、環境省のグリーンファイナンスポータルなど外部で紹介されているＨＰ掲載箇所の写し等 |
|  |
| ■取組事例（イメージ） |
| * 「京都ゼロカーボンフレームワーク」を活用した府内金融機関のサステナビリティ・リンク・ローンメニューの契約を締結し、CO2排出量をSPTとして金融機関とも対話をしながら削減に向けた取組を実施 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対策番号 | 対策名 |
| ４ | 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 |

|  |
| --- |
| ■対策設定の趣旨 |
| * 製品の製造過程や廃棄の過程においてもエネルギーは消費され、特に、プラスチック等を原料とする製品は、焼却に伴い多くの温室効果ガスを排出する。 * このため、原材料調達における資源利用の効率化や輸送方法の最適化や梱包材の再利用などを通して、サプライチェーンでの廃棄物の排出を最小化する取組が求められている。 * そこで、サプライチェーン全体での廃棄物の発生抑制・リサイクル等に取り組む事業者を評価する趣旨で、本項目を設定する。 |
|  |
| ■判断基準 |
| * 事業者全体もしくは京都市内の事業所において、サプライヤーと連携した廃棄物の発生抑制や収集運搬時の脱炭素化に取り組んでいること |
|  |
| ■確認資料 |
| * 以下のいずれかを示す資料   ①ユーザー･サプライヤー等を含む廃棄物の減量化･リサイクルの目標設定を示す資料  ②（①の目標を設定していない場合）自社廃棄物の減量化・リサイクルの目標を示す資料及びユーザー・サプライヤーに廃棄物の減少化・リサイクルを促していることを示す資料  ※ ②を選択した場合、「ユーザー・サプライヤーに廃棄物の減少化・リサイクルを促していることを示す資料」は京都市内事業所での事象に限る。 |
|  |
| ■取組事例（イメージ） |
| * 自社の廃棄物の減量化目標の設定を行うとともに、サプライヤーと連携してIoT技術を活用した効率的な廃プラスチックの回収による環境負荷低減への取組を実践 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対策番号 | 対策名 |
| ５ | 自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入 |

|  |
| --- |
| ■対策設定の趣旨 |
| * 再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、需要側においてエネルギーリソースを有効活用するエネルギーマネジメントの取組が重要となっている。 * 特に、蓄電池やエネルギーマネジメントシステム（EMS）を有効に活用し、再生可能エネルギーで発電した電気を極力自家消費することが求められている。 * そこで、京都市内事業所において再生可能エネルギーとそれを効率的に利用するための設備（蓄電池又はEMS）を同時導入する事業者を評価する趣旨で、本項目を設定する。 |
|  |
| ■判断基準 |
| * 京都市内の同一事業所において、自家消費を主目的とする再生可能エネルギーの導入に加え、再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備（蓄電池又はEMS）を導入していること |
|  |
| ■確認資料 |
| * 市内事業所において再エネ設備及び効率的利用設備を導入していることを示す写真・図面等   ※ 蓄電池が導入されている場合、再エネ設備で発電した電気が蓄電池に蓄電されるようになっていることを示す資料（単線結線図など）  ※ EMSが導入されている場合、以下の２つの資料（太陽光発電設備との関連性があることを含む必要あり）  ①EMSの観測点数、制御対象等のシステム概要等を示す資料  （例：データの流れ、設備の運転制御命令を示す資料等）」  ②エネルギー使用量の「見える化」が実施されていることを示す資料  （例：①で示す計測点における時間ごとのエネルギー使用量の推移を示したグラフ等） |
|  |
| ■取組事例（イメージ） |
| * 事業所の屋根に太陽光発電設備を設置し、さらに蓄電池及びEMSを導入して、平時に太陽光発電設備で発電した電気の最適利用（ピークカット含む）を図るとともに、災害時のレジリエンス対応としても活用 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対策番号 | 対策名 |
| ６ | 再エネ需給バランス調整への寄与 |

|  |
| --- |
| ■対策設定の趣旨 |
| * 再生可能エネルギーを主力電源としつつ電力の安定供給を実現するためには、再エネ設備、電気自動車、燃料電池、ガスコジェネレーション等の分散型エネルギーを高度にマネジメントすることによる電力需給調整の取組が求められている。 * そこで、京都市内事業所においてバーチャルパワープラント（VPP）の実証等に参画するなどして、再エネ需給バランスの調整に寄与する事業者を評価する趣旨で、本項目を設定する。 |
|  |
| ■判断基準 |
| * 京都市内の事業所において、VPP事業（実証含む）に参加していること（アグリゲーターとしての参加も可）又は、電力会社等の要請によりデマンドレスポンスに対応していること |
|  |
| ■確認資料 |
| * 以下のいずれかを示す資料   ①VPPに参加していることを示す資料（アグリゲーターとの契約書等）  ②デマンドレスポンス対応を示す資料（電力会社等との契約書等） |
|  |
| ■取組事例（イメージ） |
| * 地域の電力会社等と連携して、国のVPP実証事業に参画し、再生可能エネルギー、蓄電池及びユーティリティ設備（ポンプ・コンプレッサー等）のリソースを活用して需給調整に貢献 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対策番号 | 対策名 |
| ７ | 自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組の実施 |

|  |
| --- |
| ■対策設定の趣旨 |
| * 運輸業は勿論、製造業や接客業等においても、輸送や移動に伴う温室効果ガスの削減は重要な課題であり、社用車の電動化或いは地域住民向けのカーシェアリング等の取組が求められている。 * そこで、京都市内事業所において、電気自動車等の導入やカーシェアリングに積極的に取り組む事業者を評価する趣旨で、本項目を設定する。 |
|  |
| ■判断基準 |
| * 京都市内の事業所において、電気自動車等（FCV・EV・PHVを指す）の導入又はカーシェアリング等を実施し、自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組を実施していること |
|  |
| ■確認資料 |
| * 以下のいずれかを示す資料   ①EV100等への加盟を示す資料（もしくは、EV導入計画資料等）  ②京都市内の事業所で保有する全ての自動車のうち、電気自動車等を全体の１５%以上導入していることを示す資料（電気自動車等のリスト等）  ③社用車への電気自動車等の導入及び当該社用車を地域住⺠等向けにカーシェアリングする取組の実施を示す資料 |
|  |
| ■取組事例（イメージ） |
| * 京都市内事業所に電気自動車を３台導入し、平日業務時間は近隣企業間でシェアリングし、それ以外の時間帯は、従業員・地域住民等への貸し出しを行い、地域の脱炭素化に貢献 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対策番号 | 対策名 |
| ８ | 効率性の高い建築物の導入 |

|  |
| --- |
| ■対策設定の趣旨 |
| * 建築物の脱炭素化（ZEB等）は、長期にわたり温室効果ガスの排出量削減に寄与するだけでなく、住環境の快適性向上、災害時のエネルギー確保等にもつながる。 * そこで、京都市内事業所において、ZEBを導入している事業者を評価する趣旨で、本項目を設定する。 |
|  |
| ■判断基準 |
| * 京都市内の事業所において、ZEB（「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）を導入していること |
|  |
| ■確認資料 |
| * 対象の建築物がZEB基準に適合していることを確認できる資料   ※ BELS等の第三者認証制度により認証されたものに限る。 |
|  |
| ■取組事例（イメージ） |
| * 京都市内事業所において、ZEBプランナーに設計を委託し、空調設備等の更新時にZEB改修を実施 |